

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 60 年 6 月まで

国民年金保険料は、私が妻の保険料と一緒に地区の公民館などで集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人は、申立人の妻の国民年金保険料と一緒に納付していたとしており、申立人の妻に係る当該期間の保険料はすべて納付済みであることから、申立人が自身の保険料だけを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、A町は、申立期間当時、申立人が居住する地区において納税組合による集金が行われていたとしていることから、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 59 年 3 月まで

申立期間当時は、父が私の国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、家族の分を一緒に地区の自治会の納税組合の集金人に納付していた。領収書は残っていないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 5 月以降に払い出されていたことが推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 52 年 2 月ごろ、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を自治会の集金により毎月納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入や保険料の納付に関する申立人の父親の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の父親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで  
父が国民年金の加入手続をし、父か私が役場に国民年金保険料を持って行って納付していたので、未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月29日以降に払い出されており、A町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の被保険者資格取得日は同年4月6日に強制加入した旨記載してある上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親か申立人自身が役場で納付していたと主張しているが、A町が保管する申立人の居住地区の納付組合に係る昭和44年度及び45年度の「国民年金取りまとめ帳」には同居していた申立人の両親の氏名は記載されているが、申立人の氏名は記載が無い上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年10月1日まで  
社会保険事務所から、私の厚生年金保険の標準報酬月額が30万円から9万8,000円に減額されているとの説明を受けた。当時は給料を30万円もらっていたので、当該標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人がA社の取締役として勤務していた平成8年8月2日に7年4月1日から同年9月30日までにおいて、30万円から9万8,000円に変更されたことが確認できる。

しかし、このことについて、事業主は、社会保険事務所から、平成6年度以降において役員報酬の未払いが1年以上続いていることに対して、実態に基づいた月額変更届を提出するようとの指導を受け、当該指導に基づいて月額変更の届出を行ったと回答している。

また、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人のA社における社会保険庁の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から42年5月10日まで  
昭和38年10月から42年5月までA社に勤めていたことは間違いなく、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、同僚の証言から推認できるが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない上、その他の同僚については、既に死亡又は所在が不明であることから、申立てに係る事実を確認できない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明のため、申立人の厚生年金保険料控除を確認できる人事記録等の関係資料を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る資格取得日が昭和38年6月7日から42年9月5日までの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

加えて、申立人が、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、A社とB社及びC社とは関連事業所であったと申し立てていることから、社会保険事務所が保管するB社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間についての申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 2 日から 34 年 2 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた。一緒に入社し、同時に退職した同僚や他の同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分だけ記録が無いことに納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 33 年 3 月 5 日から 34 年 1 月 31 日まで、A社に勤務していたことは、同社が提出した労働者名簿の写しから確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社に係る資格取得日が昭和 30 年 1 月 6 日から 35 年 11 月 1 日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社が提出した労働者名簿に基づき、申立人と同時期に勤務する複数の同僚の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間とを比較すると、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無い同僚や、雇入日と厚生年金保険被保険者資格取得日の間に未加入期間が認められる同僚が確認できることから、同社は、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い上、A社の回答においても、給与台帳等厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無く、事業主から申立人の厚生年金保険被保険者資格の届出がなされた事情はうかがえず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保



険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。